

# 検証前レポートの見方について

項番	項目
1	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）腸炎、偽膜性大腸炎及び造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）時の消化管内殺菌以外に対する塩酸バンコマイシン散（バンコマイシン塩酸塩散）の投与について

○国保における取扱い（令和元年8月29日HP掲載）  
 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）腸炎、偽膜性大腸炎及び造血幹細胞移植時の消化管内殺菌以外に対する塩酸バンコマイシン散（バンコマイシン塩酸塩散）の投与について

○取扱いの根拠  
 塩酸バンコマイシン散は、腸炎及び骨髄移植時また、本薬剤は、消化管以外の感染症でも投与したがって、MRSAに対する投与は、原則認めら

○国保における取扱い  
 審査における47都道府県国保連合会で共通の取決め内容

○取扱いの根拠  
 上記取扱いの医学的な根拠

○留意事項  
 上記取扱いにおける例外的な事例など留意が必要な内容一部の項目のみに設けられています

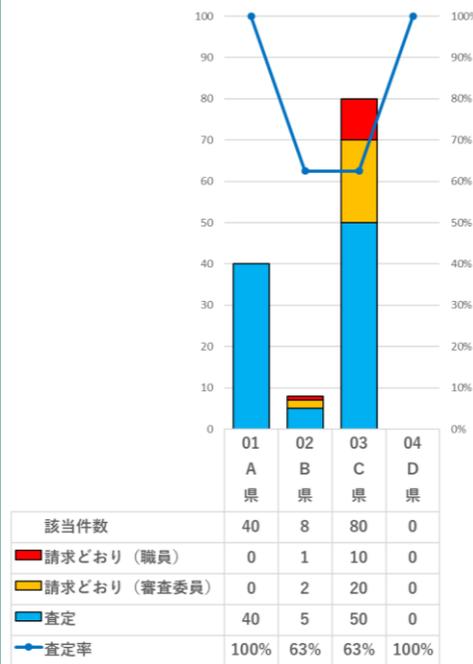
○A県  
 画像診断において仙骨と尾骨を同一部位として算定している事例が40件あり、そのすべてが査定されています

○B県  
 画像診断において仙骨と尾骨を同一部位として算定している事例が8件あり、職員が請求どおりとした事例が1件、審査委員が請求どおりとした事例が2件、査定された事例が5件あります  
 全事例（8件）に占める査定率は約63%となります

○棒グラフについて  
 当該項目に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

- ・ 該当件数  
 下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数
- ・ 赤：請求どおり（職員）  
 審査担当職員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・ 橙：請求どおり（審査委員）  
 審査委員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・ 水色：査定  
 審査担当職員または審査委員が対象項目を査定等適切に処理した件数

○折れ線グラフ（査定率）について  
 コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた事例の割合（棒グラフ全体に占める水色部分の割合）

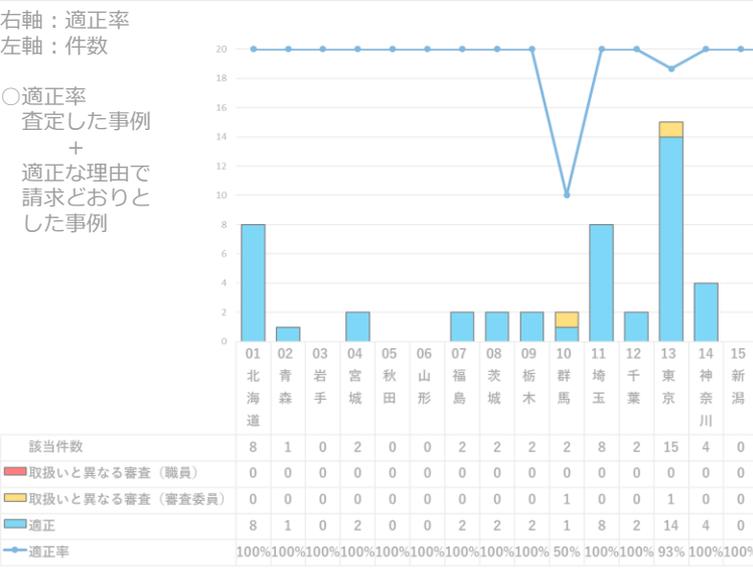


○C県  
 画像診断において仙骨と尾骨を同一部位として算定している事例が80件あり、職員が請求どおりとした事例が10件、審査委員が請求どおりとした事例が20件、査定された事例が50件あります  
 全事例（80件）に占める査定率は約63%となります

○D県  
 画像診断において仙骨と尾骨を同一部位として算定している事例がない  
 該当事例がない場合、査定率は便宜上100%と表記しています

※請求どおりとした事例の中には、不合理な差異の原因となる「取扱いと異なる審査」のほか、**然るべき適切な理由の下で請求どおりと処理されたものも含まれます**

# 検証後レポートの見方について



**○棒グラフについて**  
 当該項目に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

- ・該当件数  
 下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数
- ・赤：取扱いと異なる審査（職員）  
 審査担当職員が認識誤りなどにより査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・橙：取扱いと異なる審査（審査委員）  
 審査委員が認識誤りなどにより査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・水色：適正  
 審査担当職員または審査委員が対象項目を査定等適切に処理した件数及び適切な理由により請求どおりとした事例の件数

**○折れ線グラフ（適正率）について**  
 コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた事例及び適切な理由により請求どおりとした事例の割合（棒グラフ全体に占める水色部分の割合）を示します

※該当事例がない場合、適正率は便宜上100%としています

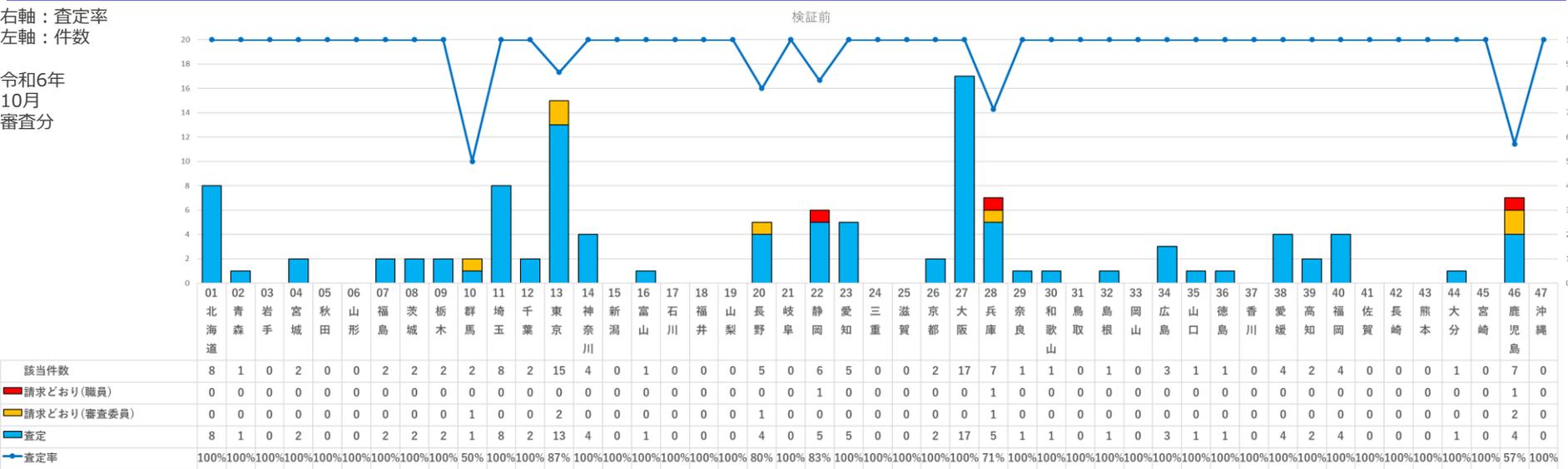
		件数	割合		
コンピュータチェック貼付数		117			
査定	全国共通の取り決め通り	108	92.3%	適正審査 93.2%	
	偽膜性腸炎の病名及びCD腸炎の診断に至る詳記があったもの	1	0.9%		
請求どおり 9件	医学的判断による 協議を行った事例 1件	適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり		0
		職員の請求どおり	0		
	認識誤り等と判断されたもの 1件	職員の請求どおり	0		
		審査委員の請求どおり	1	0.9%	
職員の請求どおり（認識誤り等）	3	2.6%	取扱いと異なる審査 6.8%		
審査委員の請求どおり（認識誤り等）	4	3.4%			

# 項番 1 検証前レポート

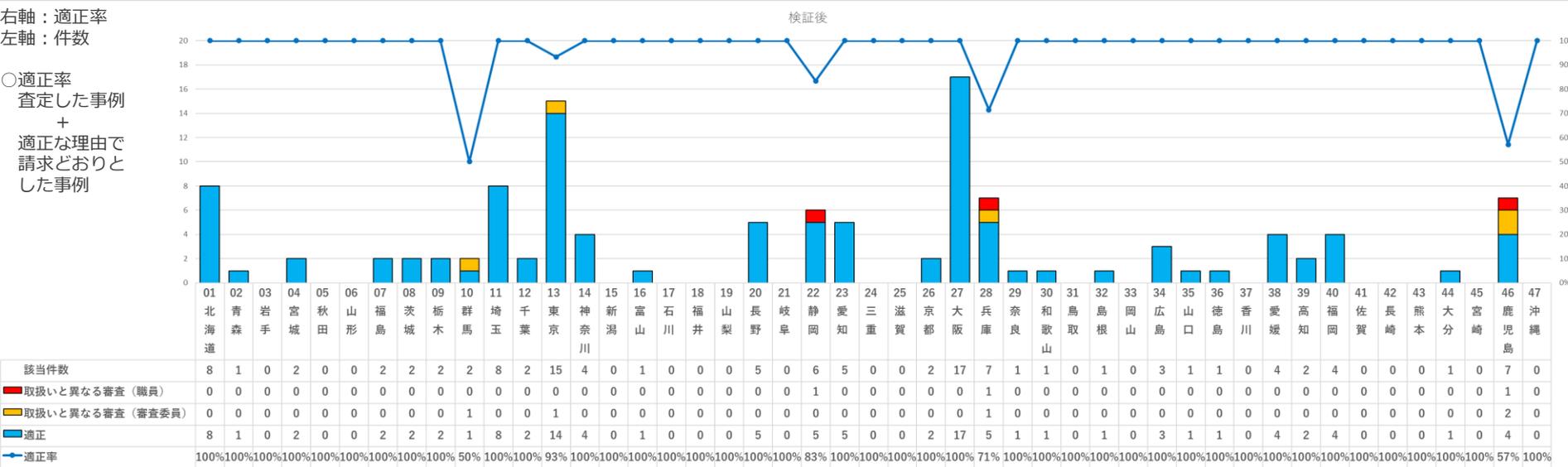
項番	項目
----	----

1 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）腸炎、偽膜性大腸炎及び造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）時の消化管内殺菌以外に対する塩酸バンコマイシン散（バンコマイシン塩酸塩散）の投与について

- 国保における取扱い（令和元年8月29日HP掲載）  
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）腸炎、偽膜性大腸炎及び造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）時の消化管内殺菌以外に対する塩酸バンコマイシン散（バンコマイシン塩酸塩散）の投与は、原則として認めない。
- 取扱いの根拠  
塩酸バンコマイシン散（バンコマイシン塩酸塩散）の適応は、「MRSA感染性腸炎、クロストリジウム・ディフィシルによる偽膜性大腸炎及び骨髄移植時の消化管内殺菌」に特化されている。  
また、本薬剤は、通常、経口投与によってほとんど吸収されず、高い消化管内濃度が得られるが、血中にはほとんど現れないことから、消化管以外の感染症には用いられない。  
したがって、MRSA腸炎、偽膜性大腸炎及び造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）時の消化管内殺菌以外での投与は、原則認められないと判断した。



# 項番 1 検証後レポート



				件数	割合		
コンピュータチェック貼付数				117			
査定	全国共通の取り決め通り			108	92.3%		
請求どおり 9件	偽膜性腸炎の病名及びCD腸炎の診断に至る詳記があったもの			1	0.9%	適正審査 93.2%	
	医学的判断による 協議を行った事例 1件	適正と判断されたもの 0件		職員請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの 1件		審査委員請求どおり	0		
	職員の請求どおり（認識誤り等）			0		取扱いと異なる審査 6.8%	
	審査委員の請求どおり（認識誤り等）			1	0.9%		
職員の請求どおり（認識誤り等）			3	2.6%			
審査委員の請求どおり（認識誤り等）			4	3.4%			

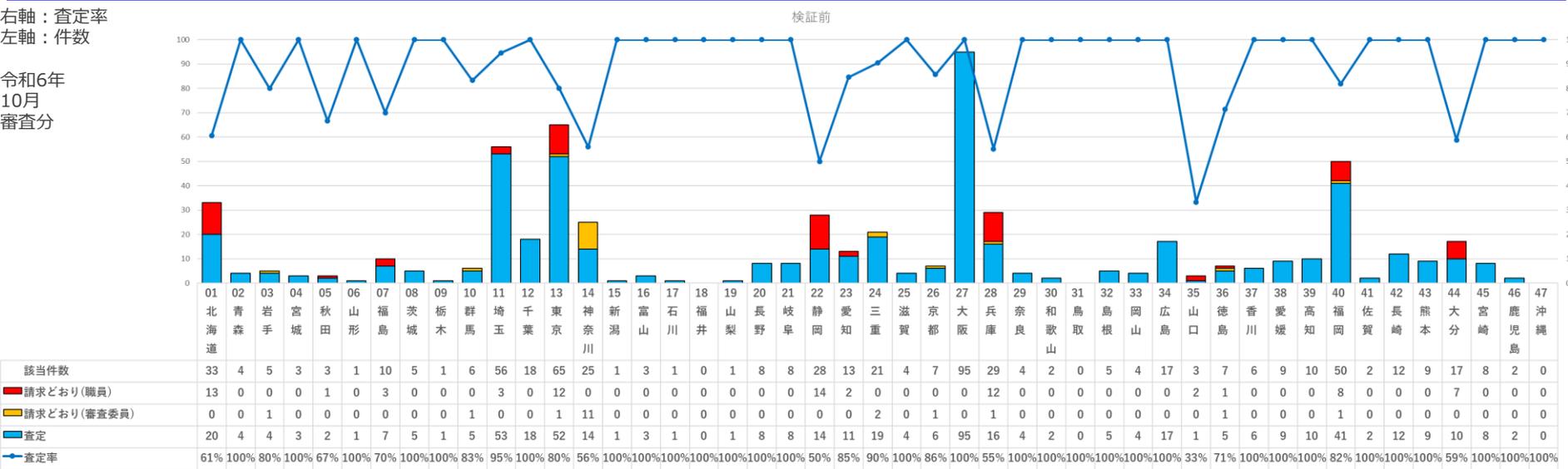
# 項番 2 検証前レポート

項番	項目
----	----

2 単なる浣腸又は坐薬挿入時のキシロカインゼリーの使用について

○国保における取扱い（令和元年8月29日HP掲載）  
 単なる浣腸又は坐薬挿入時のキシロカインゼリー2%の使用は、原則として認めない。

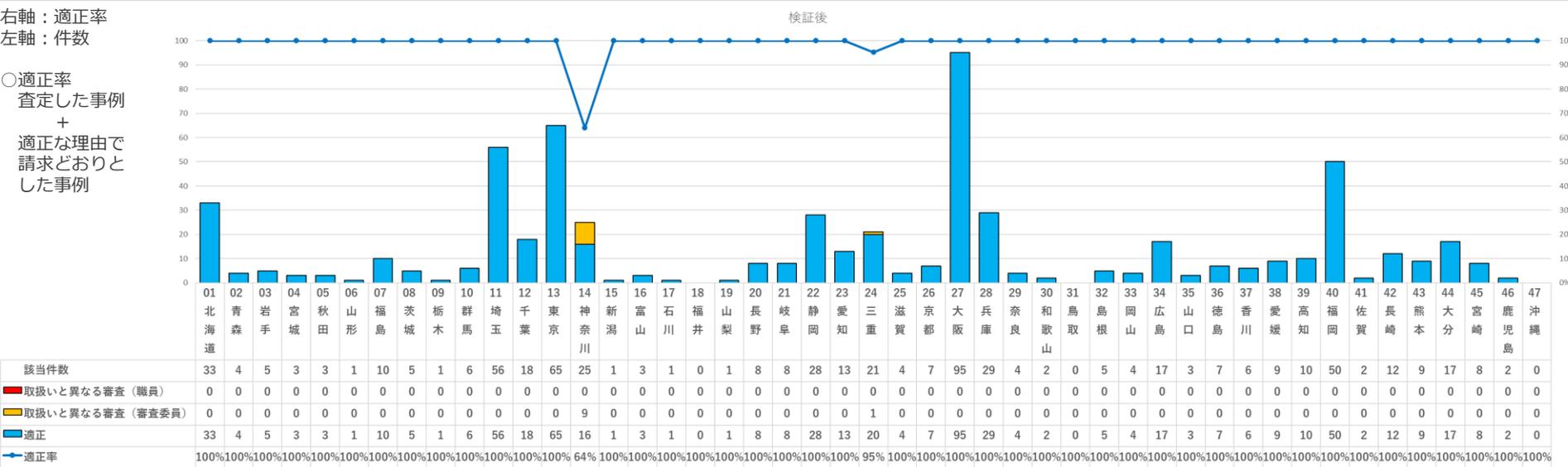
○取扱いの根拠  
 キシロカインゼリー2%は、表面麻酔剤であり、表面麻酔を必要とする検査・処置・手術等に際して使用するものである。  
 「浣腸」や「坐薬挿入」時の使用は、単なる潤滑油的な使用であり、麻酔の必要性がない場合は、当該薬剤は適応外と考える。  
 したがって、疼痛を伴わない、単なる「浣腸」や「坐薬挿入」時における表面麻酔剤キシロカインゼリー2%の使用は、原則認められないと判断した。



# 項番 2 検証後レポート

右軸：適正率  
左軸：件数

○適正率  
■査定した事例  
+ 適正な理由で  
請求どおりとした事例



				件数	割合		
コンピュータチェック貼付数				621			
査定	全国共通の取り決め通り			523	84.2%	適正審査 98.4%	
請求どおり 98件	摘便、痔核、裂肛等に使用したことがわかるものなど			88	14.2%		
	医学的判断による 協議を行った事例 0件	適正と判断されたもの 0件		職員 の請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの 0件		審査委員 の請求どおり	0		
			職員 の請求どおり	0			
		審査委員 の請求どおり	0				
職員の請求どおり（認識誤り等）				0		取扱いと 異なる審査 1.6%	
審査委員の請求どおり（認識誤り等）				10	1.6%		

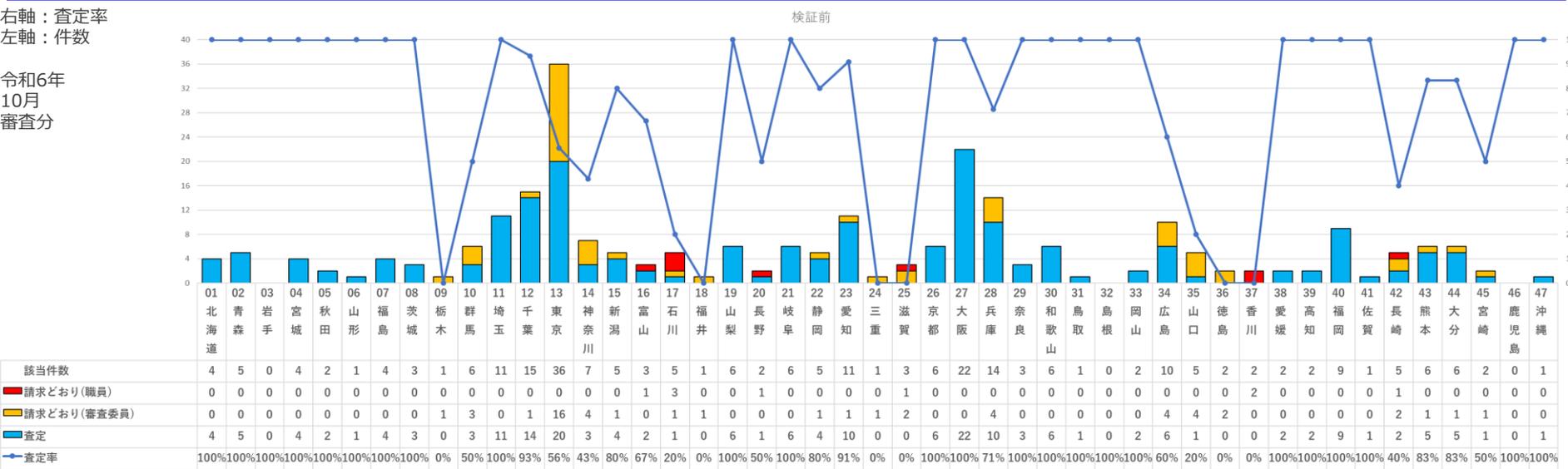
# 項番3 検証前レポート

項番	項目
----	----

3 播種性血管内凝固症候群（DIC）の患者に対する脂肪乳剤のイントラリポス輸液の投与について

○国保における取扱い（令和元年8月29日HP掲載）  
 播種性血管内凝固症候群（DIC）の患者に対する脂肪乳剤のイントラリポス輸液の投与は、原則として認めない。

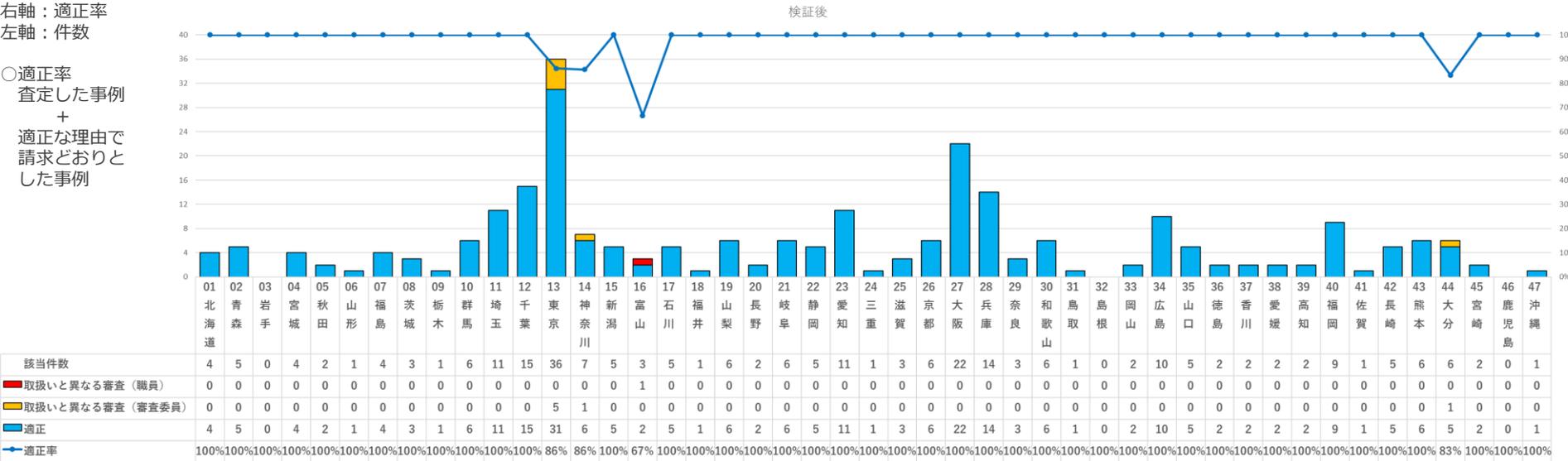
○取扱いの根拠  
 イントラリポス輸液は、静注用脂肪乳剤であり、添付文書上の適応症は、「術前・術後、急・慢性消化器疾患、消耗性疾患、火傷（熱傷）・外傷、長期にわたる意識不明状態時の栄養補給」となっている。  
 脂肪乳剤のイントラリポス輸液については、その副作用として血栓症の患者において凝固能の亢進により病状が悪化するおそれがあること、また、重篤な血液凝固障害のある患者において出血傾向があらわれるおそれがあることが指摘されている。  
 したがって、「DIC」の患者に対する脂肪乳剤のイントラリポス輸液の投与は、原則認められないと判断した。



# 項番3 検証後レポート

右軸：適正率  
左軸：件数

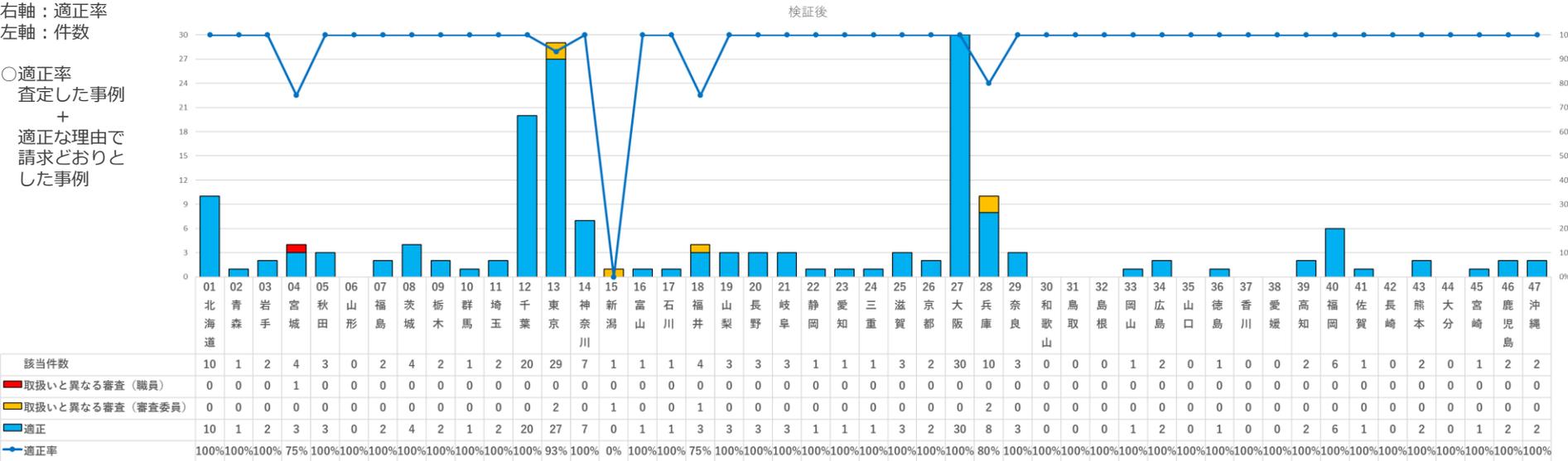
○適正率  
■査定した事例  
+ 適正な理由で  
請求どおりとした事例



				件数	割合		
コンピュータチェック貼付数				254			
査定	全国共通の取り決め通り			193	76.0%		
請求どおり 61件	播種性血管内凝固症候群（DIC）病名の開始日が古いものなど			52	20.5%	適正審査 96.9%	
	医学的判断による 協議を行った事例 2件	適正と判断されたもの 1件		職員請求どおり	1		
		認識誤り等と判断されたもの 1件		審査委員請求どおり	0		
			職員請求どおり	0		取扱いと異なる審査 3.1%	
			審査委員請求どおり	1	0.4%		
	職員の請求どおり（認識誤り等）			1	0.4%		
審査委員の請求どおり（認識誤り等）			6	2.4%			



# 項番 4 検証後レポート



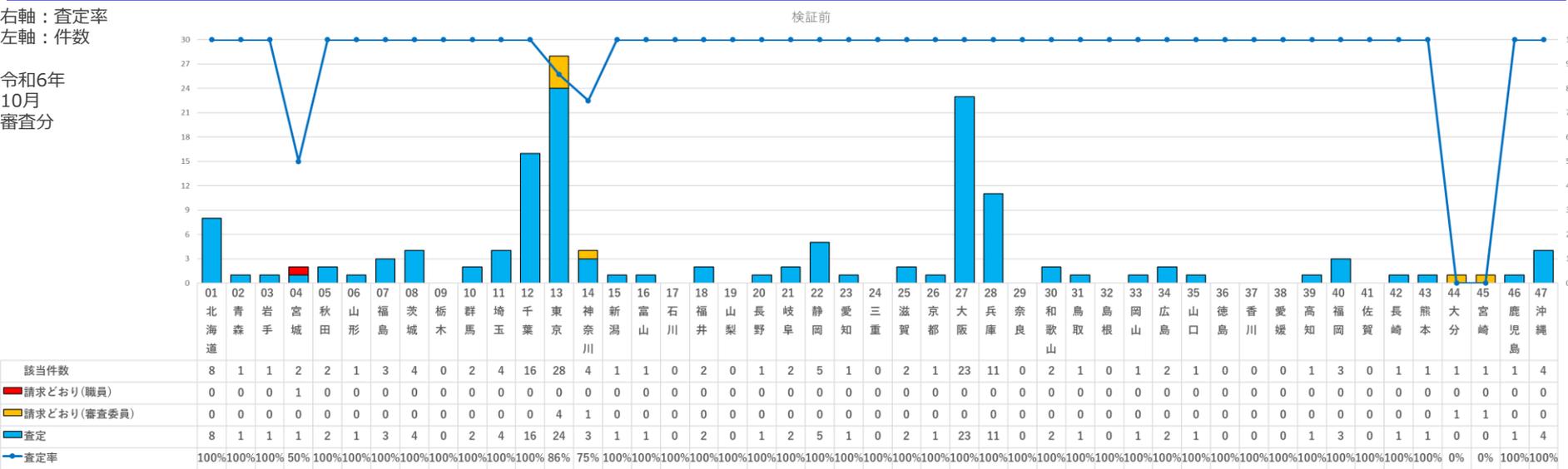
				件数	割合	
コンピュータチェック貼付数				174		
査定	全国共通の取り決め通り			165	94.8%	
請求どおり 9件	病名より肝硬変の進行を確認するために実施したことがわかるもの			2	1.1%	適正審査 96.0%
	医学的判断による 協議を行った事例 1件	適正と判断されたもの 0件		職員請求どおり	0	
		認識誤り等と判断されたもの 1件		審査委員請求どおり	0	
	職員の請求どおり（認識誤り等）			0		取扱いと異なる審査 4.0%
	審査委員の請求どおり（認識誤り等）			1	0.6%	
職員の請求どおり（認識誤り等）			1	0.6%		
審査委員の請求どおり（認識誤り等）			5	2.9%		

# 項番 5 検証前レポート

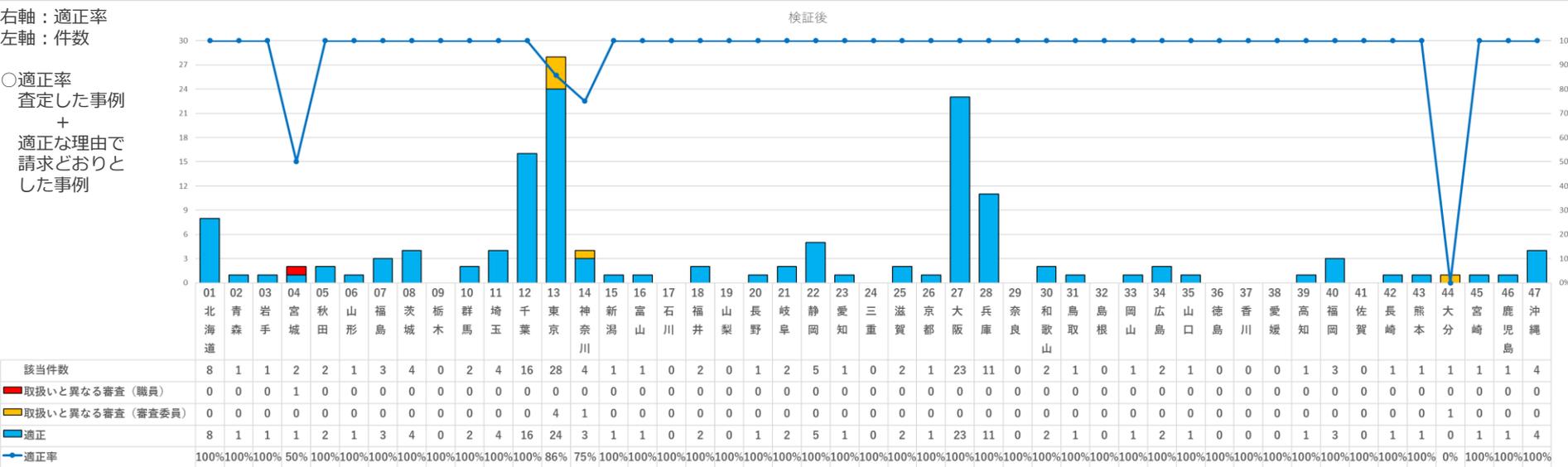
項番	項目
----	----

5 ヒアルロン酸（肝硬変）

- 国保における取扱い（令和元年8月29日HP掲載）  
原則として、肝硬変に対するヒアルロン酸は認められない。
- 取扱いの根拠  
「肝硬変」では、既に肝の線維化が認められるものであり、ヒアルロン酸の測定は、疾患の経過観察の参考とならない。



# 項番5 検証後レポート



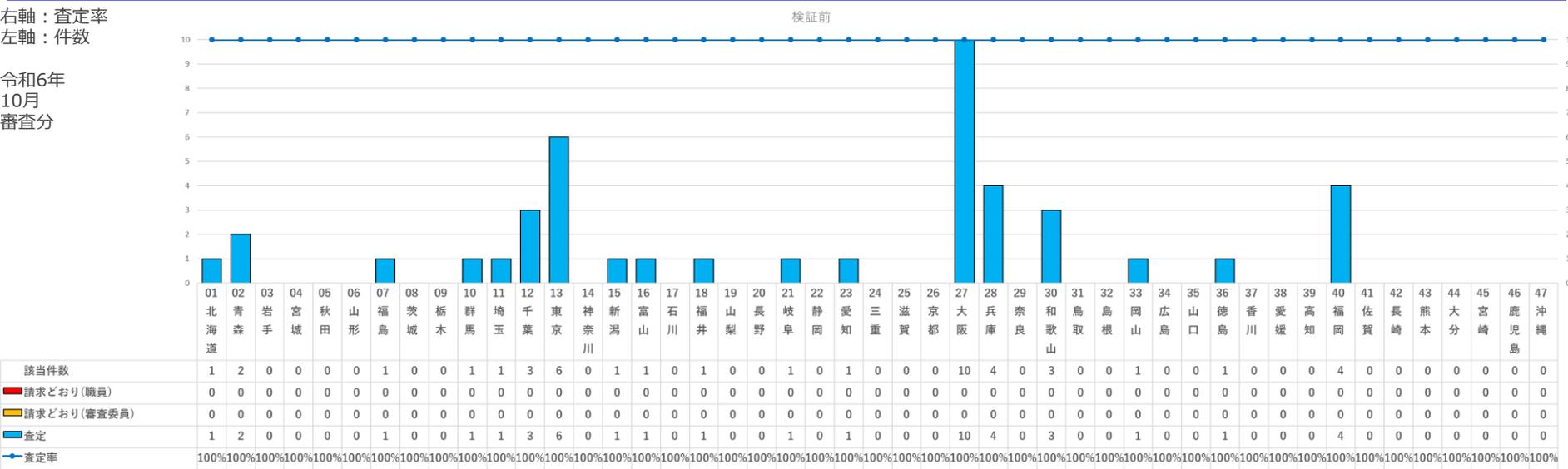
				件数	割合	
コンピュータチェック貼付数				146		
査定	全国共通の取り決め通り			138	94.5%	
請求どおり 8件	肝硬変が当月確定病名であるもの			1	0.7%	適正審査 95.2%
	医学的判断による 協議を行った事例 2件	適正と判断されたもの 0件		職員請求どおり	0	
				審査委員請求どおり	0	
			認識誤り等と判断されたもの 2件	職員請求どおり	0	
				審査委員請求どおり	2	1.4%
	職員の請求どおり（認識誤り等）				1	0.7%
審査委員の請求どおり（認識誤り等）				4	2.7%	

# 項番 6 検証前レポート

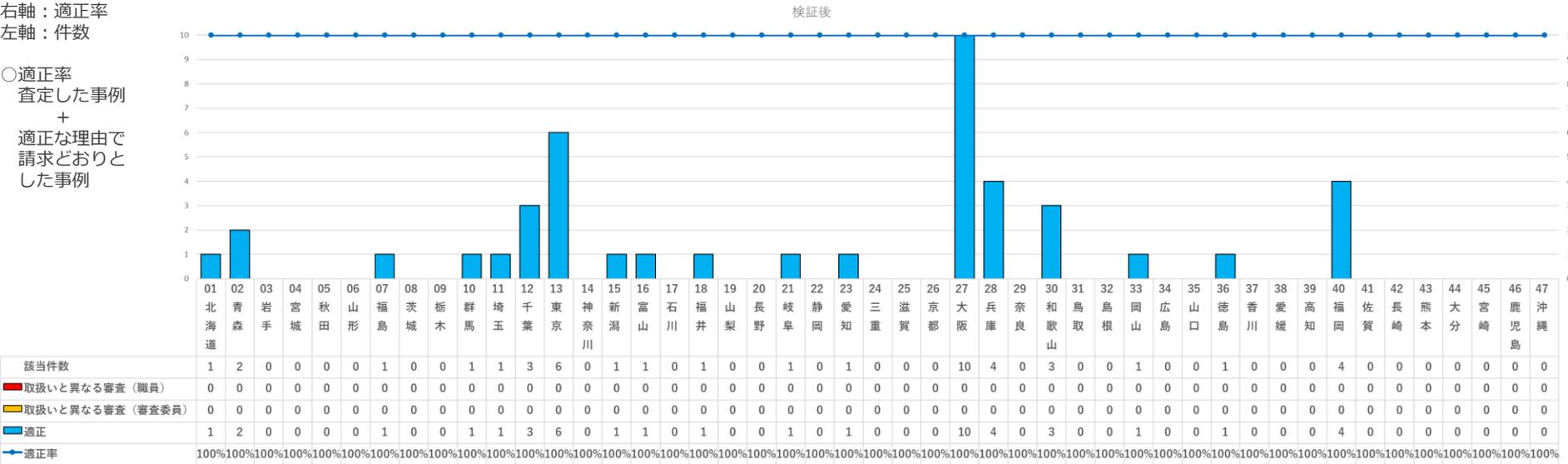
項番	項目
----	----

6 ヒアルロン酸（肝細胞癌）

- 国保における取扱い（令和元年8月29日HP掲載）  
原則として、「慢性肝炎」の病名がない場合、肝細胞癌に対するヒアルロン酸は認められない。
- 取扱いの根拠  
「肝細胞癌」では、ヒアルロン酸の測定は、経過観察や治療方針の決定には参考とならない。



# 項番 6 検証後レポート



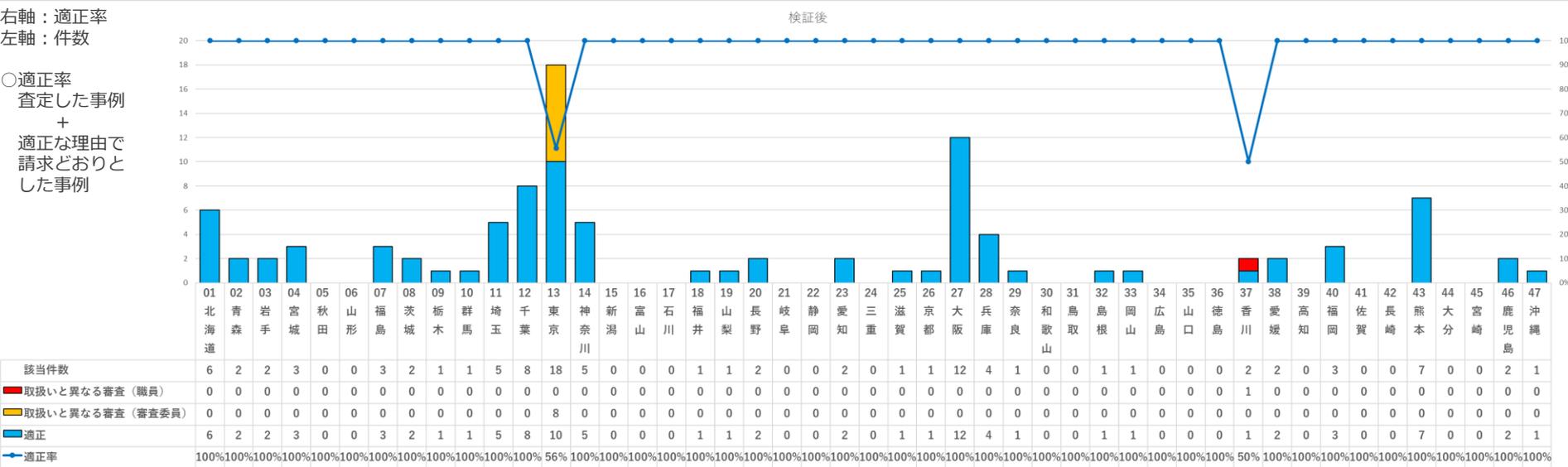
				件数	割合
コンピュータチェック貼付数				43	
査定	全国共通の取り決め通り			43	100%
請求どおり 0件	医学的判断による 協議を行った事例 0件	適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0	適正審査 100%
			審査委員の請求どおり	0	
	認識誤り等と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		
		審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり（認識誤り等）			0	
審査委員の請求どおり（認識誤り等）			0		



# 項番 7 検証後レポート

右軸：適正率  
左軸：件数

○適正率  
■査定した事例  
+ 適正な理由で  
請求どおりとした事例



				件数	割合			
コンピュータチェック貼付数				100				
査定	全国共通の取り決め通り			90	90.0%			
請求どおり 10件	点数の関係上FT3を査定としたため当該ランプは請求どおりとなったもの			1	1.0%	適正審査 91.0%		
	医学的判断による 協議を行った事例 0件	適正と判断されたもの 0件		職員 の請求どおり	0			
				審査委員 の請求どおり	0			
			認識誤り等と判断されたもの 0件	職員 の請求どおり	0		取扱いと 異なる審査 9.0%	
				審査委員 の請求どおり	0			
職員の請求どおり		(認識誤り等)		1	1.0%			
審査委員の請求どおり		(認識誤り等)		8	8.0%			